令和8年度コミュニティ助成事業 募集事業

(1) 一般コミュニティ助成事業 担当課:地域づくり推進課 TEL47-7805

助成事業	100万円~250万円(対象事業費の10分の10以内 ※ただし10万円単位)
事業主体	市が認める <u>コミュニティ組織</u> *
	※コミュニティ組織・・・自治会、町内会、自主防災組織等の地域に密着して活動
	する団体。
助成内容	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識
	を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、
	消耗品は除く)の整備に関する事業。
対象経費	太鼓、音響機器、屋外掲示板、アルミステージ、アルミやぐら、テント、除雪機、プ
	ロジェクター、展示用パネル 等
対象外	消耗品、中古品、銃・刀剣類、車両(乗用式のトラクター等含む)、防災目的の備品、
	基礎工事を伴う建築物(基礎工事を伴わない簡易な倉庫等は対象)、住民個人宅に設
	置されるもの、宗教に関する施設及び設備(備品)等の整備、既存施設・設備(備品)
	の修理・修繕(太鼓等の祭道具の修繕は対象)等

(2) コミュニティセンター助成事業 担当課:地域づくり推進課 TEL47-7805

	<u> </u>
助成事業	上限2,000万円(対象事業費の5分の3以内に相当する額 ※ただし10万円単位)
事業主体	市が認めるコミュニティ組織(※自治会の場合は認可地縁団体)
助成内容	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るた
	め、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治
	会集会所等)の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。
対象経費	コミュニティ活動推進のために、必要な施設の建設又は修繕に要する経費とその施設
	に必要とされる備品(一般コミュニティ助成事業との併用は不可)に要する経費
	例)建築主体、電気・機械設備、仮設費、一般管理費、設計管理料、建物登記費、現
	場経費、消費税等
対象外	土地の整備(取得・造成を含む)、既存施設の購入・修理・修繕・増築・撤去及び解
	体処理、外構工事に要する経費 等

(3) 青少年健全育成助成事業 担当課:生涯学習課 TEL47-7864

助成事業	30万円~100万円(対象事業費の10分の10以内 ※ただし10万円単位)
事業主体	市が認めるコミュニティ組織
助成内容	青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に
	関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で
	参加するソフト事業。
対象経費	小・中学生が参加するイベント等のソフト事業(講演会・研修会・野外活動)の実施
対象外	事業実施主体の活動地域外で行う事業、参加者・スタッフ等の交通費・宿泊費・食費・
	打ち合わせ経費、賞金・賞品にかかる経費(ただし、記念品は安価のものに限り対象)、
	事業の全部が外部委託となる事業経費(事業実施主体の関与が低い事業と判断される
	場合も含む) 等

(4) 地域防災組織育成助成事業 担当課:危機管理課 TEL47-7769

助成事業	30万円~200万円(対象事業費の10分の10以内 ※ただし10万円単位)
事業主体	市が認めるコミュニティ組織(自主防災組織)
助成内容	一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連
	合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関
	する事業。
対象経費	自主防災組織等が行う地域の防災活動に必要な施設、設備の整備
	(例:トランシーバー、ヘルメット、ヘッドライト、投光器、発電機 等)
対象外	消耗品、使用期限が決まっている備蓄品(食料品等)、消火器(訓練用は除く)、避
	難道等の整備、車輌に搭載する目的の備品(無線機等)、基礎工事を伴う建築物(基
	礎工事を伴わない簡易な倉庫等は対象)等